

## 和光市ネーミングライツに関する基本方針

### 1 趣旨

この基本方針は、市が所有する施設及び市が実施する事業（以下「施設等」という。）の愛称を決定する権利を団体等に付与する制度（以下「ネーミングライツ」という。）を円滑に導入し、その適正な運用を図るため、対象とする施設等、募集の方法その他ネーミングライツに関する事項について、基本的な考え方をまとめたものです。

### 2 ネーミングライツの概要

#### (1) ネーミングライツの目的

施設等の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を市が有する貴重な資源ととらえ、命名権を団体等に付与することにより、団体等の広告の機会を拡大するとともに、市の新たな自主財源を確保し、もって地域経済活動の活性化と市財政の健全化に寄与することを目的とします。

#### (2) ネーミングライツの内容

- ① 契約により命名権を取得した団体等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、当該ネーミングライツの対象とする施設等について、企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができます。
- ② ネーミングライツパートナーは、命名権の対価として市に命名権料（金銭以外の役務、現物の提供を含む。）を支払うこととなります。
- ③ 市は、命名権料を原則として当該命名権料に係る施設の管理運営経費又は事業経費に充てることとします。
- ④ 市は、ネーミングライツによる愛称を市のホームページや広報などの情報媒体において積極的に使用し、その周知に可能な限り努めるものとします。ただし、条例等で定める施設等の名称は変更しません。

### 3 ネーミングライツの対象となる施設等

ネーミングライツは、次の各号のいずれかに該当する施設等を対象とします。ただし、施設の性格から愛称を付すことが適当でない施設等（市役所庁舎、学校等）は、対象としません。

- (1) 多くの市民等が利用し、又は参加する施設等で、ネーミングライツパートナーの広告効果が見込まれるもの
- (2) ネーミングライツを導入することにより利用者又は集客の増加が期待できる施設等

#### 4 導入までの手続

ネーミングライツは、市が施設等を特定してネーミングライツパートナーを募集する「施設等特定募集型」と、団体等が施設等を指定してネーミングライツパートナーとなることを提案する「施設等提案募集型」があります。それぞれの導入までの手続は、概ね次のとおりです。ネーミングライツの事務局は、施設等の所管課とします。

##### (1) 「施設等特定募集型」

- ① 対象とする施設等の決定（必要に応じ、市民等の意見を聴取します。）
- ② 募集条件（命名権料、期間等）の決定（募集要項を作成します。）
- ③ ネーミングライツパートナーの募集
- ④ 審査会の開催（優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。）
- ⑤ 優先交渉権者との協議（不調となった場合は、次点交渉権者と協議）
- ⑥ 契約の締結
- ⑦ ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- ⑧ 施設等の表示変更及び市民周知
- ⑨ 愛称の使用開始

##### (2) 「施設等提案募集型」

- ① 団体等からの提案の募集
- ② 提案内容の確認（必要に応じ、市民等の意見を聴取します。）
- ③ 審査会の開催（提案の採用・不採用を決定します。）
- ④ 採用となった提案をした団体と協議
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- ⑦ 施設の表示等の変更及び市民周知
- ⑧ 愛称の使用開始

#### 5 応募資格

和光市ネーミングライツ応募資格及び愛称の制限に関する基準（以下「応募資格等基準」という。）に定めるとおりとします。

#### 6 愛称の条件

愛称には、企業名、商品名等を冠することができます。ただし、次の条件を満たすものとします。

- (1) 施設等のイメージを損なうことなく、市民や利用者が親しみやすいこと。
- (2) 愛称に使用する文字数は35字以内とすること。
- (3) 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと。

(4) 次の事項に該当しないこと。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- エ 政治性又は宗教性のあるもの
- オ 社会問題についての主義主張のあるもの
- カ その他市の施設等の愛称として適当でないもの

## 7 命名権料の設定

命名権料は、対象となる施設等の規模、利用者数、参加者数、地理的要件等により、広告効果を総合的に勘案し、施設等ごとに設定します。

## 8 ネーミングライツの期間及び使用始期

ネーミングライツの期間及び使用始期は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 施設 原則として、期間は、5年間とし、使用始期は、4月1日からとします。
- (2) 事業 原則として、期間は、事業の実施が将来的に継続して見込まれるものにあつては5年間とし、事業の実施が5年以内のものにあつてはその期間とします。  
使用始期は、いずれの事業もその実施時期を考慮し、ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

## 9 募集方法等

- (1) ネーミングライツパートナーの募集は、原則公募とし、市のホームページ及び広報わこうに掲載することにより行います。
- (2) 募集の時期は、募集、協議、契約、準備、周知等の各種手続に要する日数を考慮し、愛称の使用開始日の原則6ヶ月以上前とします。
- (3) 募集に当たっては、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。募集要項に記載する応募に必要な事項は、次のとおりです。

### ア 施設等特定募集型

- ①施設等の概要、②最低命名権料、③愛称の使用期間、④愛称の条件、⑤費用負担、⑥応募資格、⑦応募手続、⑧審査方法、⑨各種様式、⑩その他必要な事項

### イ 施設等提案募集型

- ①対象施設等、②愛称の条件、③費用負担、④応募資格、⑤導入手続、⑥応募手続、⑦審査方法、⑧各種様式、⑨その他必要な事項

- (4) 募集期間は、多くの団体等が応募できるよう、原則として1ヶ月以上の期間を設け

るものとします。

(5) 応募に要する経費は、応募した団体等（以下「応募者」という。）の負担とします。

## 10 審査方法

### (1) 審査会の設置

ネーミングライツパートナーの選定に当たっては、募集ごとに選定審査会を設置します。選定審査会は、市職員で組織し、応募者が提出した提案書を審査し、必要に応じて応募者にヒアリングを行い、施設等特定募集型の場合は、応募者のうちネーミングライツパートナーとして最も適切な者（以下「優先交渉権者」という。）と次点交渉権者を決定し、施設等提案募集型の場合は、提案内容の採用・不採用を決定します。

なお、施設等特定募集型の場合は、応募者が1者の場合であっても、審査会を開催し、応募者のネーミングライツパートナーとしての適否を決定します。

### (2) 審査の基準

- ① 応募団体の適正（応募資格、応募者の安定性、継続性、社会性などについて）
- ② 応募の趣旨（市のネーミングライツの目的との整合性について）
- ③ 愛称（親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさなどについて）
- ④ 命名権料（施設等の有する広告効果との妥当性、市が準備に要する負担経費との妥当性について）
- ⑤ 期間（ネーミングライツの運用の安定性を図れるかについて）
- ⑥ 施設等提案募集型の場合にあっては、対象施設等の適正（施設等の設置目的等から、ネーミングライツの対象とすることの妥当性について）
- ⑦ その他（施設等の性格から選定基準となる事項について）

### (3) 審査の公開

審査会の会議は、原則公開とし、応募者の不利益情報など不開示情報に関する事項を取り扱う場合、非公開とします。なお、会議録の公開に当たっては、非公開とした会議についてもその内容を十分に精査して会議録を作成し、審査内容を公開するように努めます。

## 11 契約の締結とネーミングライツパートナーの公表

施設等特定募集型の場合で優先交渉権者若しくは次点交渉権者との協議が整ったとき、又は施設等提案募集型の場合で提案内容が採用された応募者との協議が整ったときは、ネーミングライツに関する契約を締結します。

契約の締結によりネーミングライツパートナーが決定したときは、施設等の愛称、ネーミングライツパートナーの名称、ネーミングライツパートナーの期間等を市のホームページ及び広報わこうに掲載することにより、速やかに公表します。

## 12 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。その場合における原状回復等に必要な費用は、当該ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

## 13 施行日

この方針は、平成 年 月 日から施行します。